

開議 午前10時00分

○議長（塩尻伸司） ただいまから開会いたします。

本日の出席議員は、ただいまのところ33名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより休会前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（塩尻伸司） 本日の会議録署名議員には、15番のとや議員、18番高見議員の両議員を指名いたします。

---

○議長（塩尻伸司） ここで、事務局長から報告をいたします。

○議会事務局長（遠野 均） 御報告申し上げます。

まず、欠席議員について、本日の会議に33番園田議員から欠席する旨の届け出があります。

次に、議事日程について、本日の議事日程は休会前の続行でありますので、その朗読は省略いたします。

以上。

---

○議長（塩尻伸司） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第15「一般質問」を行います。

休会前に引き続き、順次、質問を許します。

あなた議員。

（あなた議員、質疑質問席に着席）

○あなた貴洋議員 それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、高齢化社会への対応についてであります。

民間有識者から成る日本創成会議は、東京圏の医療、介護不足の解決策の一環として政府や自治体に高齢者の地方移住支援を提言し、既に、移住先として、医療、介護ともに受け入れ能力のある全国41地域がお薦め地に挙げられ、本市もこの中に含まれておりました。また、政府の日本版C

CR C構想有識者会議も、移住受け入れに積極的な自治体が制度設計の中心的役割を担うべきとの考えを示す中、200を超える自治体が受け入れ推進の意向を表明しております。

本市も、地方版総合戦略に盛り込むということではありますが、日本創成会議や政府の有識者会議が推進する高齢者地方移住の意義をどのように捉え、取り組みを推進するのか、お示してください。

○議長（塩尻伸司） 赤岡総合政策部長。

○総合政策部長（赤岡昌弘） 移住を希望いたします首都圏の元気な高齢者が第2の人生を地方において生きがいを持って暮らせる環境を整えることは、高齢者の希望の実現、地方への人の流れの推進に加え、地方の人口減少問題や地域経済などの地域活性化、首都圏の高齢化問題にも資するものと考えているところであります。

本市へ的高齢者移住を実現するには、高齢者に優しい住環境や医療・介護環境の充実に加え、就労や生涯学習、社会活動などに高齢者が生きがいを持ち、主体的に参画できる環境づくりなども重要と認識しており、今後、首都圏高齢者等の移住ニーズの把握に努めるとともに本市の特色を生かした受け入れ環境づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（塩尻伸司） あなた議員。

○あなた貴洋議員 政府は、高齢者の地方移住を促進し、地方創生につなげる考えであります。本市取り組みによるメリットは何か、地方創生への効果は期待できるのでしょうか。

また、若者移住が地方創生の最重要課題ですが、高齢者も同様に移住ニーズに沿わなければ画餅に帰すわけであり。移住に向けたきめ細やかな支援、暮らしやすい魅力的な受け皿が不可欠であります。どう具体化するのか、お示ください。

○議長（塩尻伸司） 総合政策部長。

○総合政策部長（赤岡昌弘） 全国的に人口減少が進む中で、将来にわたりまして持続的なまちづ

くりを進めていくためには、新たな人の流れを積極的につくり出していくことが重要であり、地方への高齢者移住は、そうした取り組みの一つとなるものと考えております。また、多様なノウハウや経験を有する元気な高齢者が就労や社会活動などに積極的に参画する環境を整え、そうした中で活躍していただくことで、地域経済や地域社会の活性化、中心市街地の活性化も期待できるとともに、受け入れ側の環境整備に当たり、さまざまなサービスの提供が必要となるということもあり、若年層も含めた雇用の場の創出にもつながるなど、地方創生への効果が期待できるものと考えております。

また、移住実現に向けた受け皿づくりということですが、本市は、地震などの自然災害が極めて少ない安全、安心なまちであるとともに、豊かな自然環境や新鮮な食、医療、福祉の集積といった地域資源を有しており、特に中心部には、医療機関や飲食、買い物などのさまざまな都市機能があり、いずれも歩いて利用できる環境にあるところでございます。さらに、旭川駅の南側には、北彩都ガーデンや河川空間など豊かな自然があり、こうした都市機能と自然が共存する全国的にも誇れる中心市街地の特色を生かし、高齢者が就労や生涯学習、社会活動などを通じて生きがいを持って暮らせる魅力的な受け皿づくりに向けて、民間事業者やNPOなど多様な事業主体との連携を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 内閣府の東京在住者の今後の移住に関する意識調査では、50代の男性の半数以上、女性の3割強が地方移住への意欲を示しており、中高年の関心も大きく、老後生活の選択肢の一つとなっております。

しかし、こうした高齢化対応といえ、医療、介護ばかりに目が行きがちで、高齢者イコール支えられる者という固定概念から、元気な高齢者はよいが、要介護者など介護難民はお断りというよ

うな厳しい偏見、差別の声もあります。対象者としてどのような人を想定しているのか、お示してください。

○議長（塩尻伸司） 総合政策部長。

○総合政策部長（赤岡昌弘） 本市のまちなかプラチナベースの構築は、多様な都市機能が集積いたしました本市の中心部に、高齢者に限らず、若者も含め、誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくりを目指すものであり、元気な高齢者の移住につながることを望ましいと考えておりますが、例えば要支援の方であっても、その状態に応じて健康づくりや社会活動等に参加することが可能でありますし、さまざまな方々に安心して暮らしていただく環境づくりが重要であると認識しておりますことから、対象者を限定するといったことは考えていないところであります。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 そこで、移住当初は元気で、遠からず要介護状態になるとの指摘もありますことから、将来的な介護費用の増大につながる懸念を払拭する仕組みが欠かせません。健康寿命の延伸や介護予防の観点からも、移住者のみならず、本市で暮らす高齢者が安心して暮らし続けるための取り組みが急がれます。見解を伺います。

また、本市構想で想定及び目標とする移住者数についてもお示してください。

○議長（塩尻伸司） 永田保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（永田哲夫） 高齢者移住についてであります。移住者を仮に元気な高齢者としても、実際には要支援1や、より軽度な高齢者が含まれていたり、また、受け入れ後に要支援等に移行する方が出てくるものと想定され、将来的には介護費用が増加し、本市の負担増につながることを想定されますことから、住所地特例の拡大を初め、財政調整交付金の拡充などを国に求めていると考えております。

また、介護予防の取り組みなどの受け皿であります。要支援者に対しましてはデイサービス等

通所系サービスにおいて、また、軽度な高齢者に対しましては運動教室において、理学療法士や作業療法士などの専門職による指導のもと、身体機能の維持向上を図りながら認知症予防を含めた健康講座や相談を実施してございまして、これらの取り組みは健康維持や健康寿命の延伸に有効であると考えております。

今後、移住者のみならず、旭川で暮らす全ての高齢者が安心して暮らし続けていけるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めながら、介護予防のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

**○議長（塩尻伸司）** 総合政策部長。

**○総合政策部長（赤岡昌弘）** 本市におきますプラチナシティ構想、プラチナベースでは、移住者そのものの目標数は持っておりませんが、まちなか居住人口の目標としては5年間で621人の増加を目指すこととしていただいております。

**○議長（塩尻伸司）** あなだ議員。

**○あなだ貴洋議員** 団塊世代が75歳以上となる2025年、平成37年をめどに地域包括ケアシステムを構築する必要があります。例えば、帯広市では、地域包括ケアシステムの構築を円滑に推進するため、地域包括ケア担当を新設し、総合事業の実施に向けて準備を進めております。

本市においても、本システムを円滑に進めるため、各部局及び医師会や専門職団体を初めとする関連機関、地域団体、民間企業等との連携や体制づくりが必要であります。

まずは、これまでの取り組みと導入までのスケジュールについてお示しください。

**○議長（塩尻伸司）** 保険制度担当部長。

**○福祉保険部保険制度担当部長（永田哲夫）** 本市における地域包括ケアシステムの構築につきましては、適切な支援体制の確保、地域課題の把握、ケアマネジメント支援、社会資源の発掘を構築するに当たってのポイントとしております。その推進に当たりましては、本年4月に、介護高齢課地

域支援係をスタッフ制に改組し、担当課長を配置いたしまして、総合事業への移行や在宅医療、介護連携の推進、生活支援体制の整備、認知症施策の推進に向けた取り組みを行っているところでございまして、今後、介護高齢課が中心を担っていくこととなります。

地域包括ケアシステムの構築に当たりましては、関係機関・団体と連携しながら地域課題を把握し、社会資源を発掘することが重要でありますことから、本年7月に、総合事業移行に向けました課題の抽出や不足する資源の開発等について議論する旭川市生活支援体制整備検討委員会を設置したところでございます。また、認知症施策の推進につきましては今年度中、それから、医療、介護の連携につきましては来年度の早い時期に、旭川市医師会、事業者等の関係団体で構成する検討会を立ち上げまして、それぞれの事業構築を進めてまいります。さらに、地域包括支援センターにおきましては、今後におきましても、地域住民とともに地域課題について検討しながら、住民主体の支援体制づくりに努めてまいりたいと考えており、また、地域包括ケアシステムの構築にかかわりましては、地域住民に対する情報提供や意見交換を行ってまいりたいと考えております。

**○議長（塩尻伸司）** あなだ議員。

**○あなだ貴洋議員** 地域包括ケアシステムは、地域包括支援センターの役割が重要となってまいります。本市においては、11カ所全てを民間の医療法人や社会福祉法人等に委託をしております。地域のことは地域で考え、解決すべきと、まちづくり基本条例のような理念でやっちゃって、市が各センターに丸投げするのですとか、そうした独自のサービスを展開してしまえば、住む地域により地域格差が生じてしまいます。

実態として、人員配置や予防サービスなど、どの地域でも均一な市民サービスが提供されているのか、お示しください。

**○議長（塩尻伸司）** 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（永田哲夫） 現在の11カ所の地域包括支援センターの運営につきましては、全て委託となっております。市民サービスの質の維持向上のために、センター長会議、あるいは保健師等の職種別の会議により情報の共有を図っておりますほか、問題点とその解決のために意見交換を実施しております。また、人員につきましては、国の基準に加えまして精神保健福祉士を配置しているほか、今年度は、職員数を増員いたしまして、また、センターを2カ所増設するなど体制の強化を図っているところであります。センターの数や人員につきましては、圏域の状況を踏まえますとともに、地域の関係機関、関係団体との連携を深めながら効果的な人員配置に努め、市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 本市が定める人員基準は、あくまでも第1号被保険者数から算出したものであります。高齢化の進展や相談件数の増加等に伴う業務量を的確に把握し、センターごとの役割に応じた人員体制の強化をすることが必要であります。また、直営等、基幹的な役割を担うセンター、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担、連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指していただきたいと思っております。

次に、新しい総合事業についてであります。介護予防給付の見直しと地域の支え合いの体制づくりである新しい総合事業では、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が本年度から平成29年4月までに、包括支援事業が平成30年4月までに移行が求められております。現在はその移行期間であります。国は、これまで早期移行を推奨するとともに、さまざまな事業費の特例を設ける中、本市は早々に最大限の先延ばしをしました。本市財政への影響はないのでしょうか、これまで何をしてきたのか、お示してください。

また、今年度と来年度に移行に向けたモデル事

業が実施予定となっておりますが、この事業では、間近に迫る移行に向け、今ある資源は活用し、ないものはつくっていく必要があります。どのような事業となるのか、進捗状況についてもお示してください。

○議長（塩尻伸司） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（永田哲夫） 新しい総合事業につきましては、地域の支え合い体制づくりが重要でありますので、今年度と来年度にモデル事業を実施し、地域課題の抽出と解決策を協議しながら、平成29年4月への移行に向けて取り組んでまいりたいと考えております。新しい総合事業は、従来の専門的なサービスに加えまして、住民主体の多様なサービスを創出することにより、サービスの利用の幅を広げるものでありまして、適切なケアマネジメントと利用者の主体的な選択が重要と考えております。本市としては、移行時期を平成29年4月とし、質の高い総合事業を目指してまいります。

なお、本市の地域支援事業に要する費用と特例の内容から見まして、移行時期による財政への影響についてはないものと考えております。

また、総合事業の実施に当たりましては、市としての介護予防ケアマネジメントの内容や基準を設けるなど、高齢者が要介護状態になることを可能な限り防ぐことができるような事業展開に努めてまいります。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 総合事業への移行に関しては、全国介護保険担当課長会議、これは平成26年7月28日に開催されております。介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン案にて示されているものであり、通知されてから1年後に取り組みを始めるというのは余りにも遅いわけでありませぬ。行政の怠慢と言わざるを得ませぬ。今後は、情報収集に努め、迅速な対応を求めたいと思いません。

次に、新しい総合事業への移行に際して、ボラ

ンティア団体やNPO法人、民間企業など、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する必要があり、介護保険サービスとは切り離れたサービス展開が必要であります。移行可能な団体等の把握はできているのでしょうか。

また、事業の実施後、これら団体の質の維持向上やコンプライアンスの観点からどのような連携体制の構築を図るのか、お示してください。

○議長（塩尻伸司） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（永田哲夫） 総合事業に移行可能な団体等の資源といたしましては、ファミリーサポートセンター介護型や安心見守り事業におけるボランティアがおりまして、また、ふれあいサロンや、市が実施した運動教室を修了した方が継続的に活動を行っている自主グループなど約150ほどあります。移行に当たりましては、継続的な事業の実施のほか、個人情報取り扱いなどの法令遵守、あるいは、苦情、困難事例の対応を含めたサービスの質の維持向上が必要でありまして、全ての団体が移行できるものではありませんが、移行する団体に対しましては市のサポートも必要であり、実施団体についての市民への周知、広報も行わなければならないと考えております。また、事業の実施後におきましても、生活支援体制整備として設置する協議体におきまして、不足する生活支援を特定しながら資源を開発していくことが重要であると考えております。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 介護保険の給付サービスは、介護支援専門員が作成するケアプランのもと、実施されます。その介護支援専門員が所属する本市の居宅介護支援事業所は約130カ所あります。一方、本市と同人口にある札幌市厚別区と白石区を合わせた事業所数は約85カ所であり、本市の場合、その約1.5倍と非常に多い状況にあるわけではありますが、重要なのは、こうした事業所数ではなく、ケアマネジメントの質の維持向上であります。

そこで、厚労省は、来年度より、ケアプランの適正化に向け、ケアマネジメント改善のためのモデル事業を予定しております。本市としても、市民はもとより、移住希望者に向けても魅力的な受け皿づくりの一環として先進的な取り組みを全国に示していく必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（塩尻伸司） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（永田哲夫） ケアマネジメントにつきましては、旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会や地域包括支援センターと連携し、質の向上に努めているところであります。今後におきましても、困難事例の対応を中心に開催しております地域ケア会議の活用等により、さらなる質の向上を図ってまいりたいと考えております。

国のモデル事業につきましては、参加することで本市の取り組みをアピールできるほか、他都市の先進的な取り組み等に触れるよい機会と考えておりますが、具体的な事業内容などを確認しながら、総合事業への移行の進捗状況、あるいは、人員体制等を総合的に勘案し、参加の可能性については判断してまいりたいと考えております。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 現在のケアマネジメント関連事業は、過剰なサービス形態が指摘をされていますことから、モデル事業では給付の適正化を図るため、既存のケアプランの点検に加えて、新しい恒常的な仕組みの確立が目指されます。市だけでは取り組めないさまざまな可能性も探ることができることから、前向きな検討を求めたいと思います。

次に、介護予防や自立支援型のケアマネジメントを実施する上で、地域の課題を抽出し、解決策を協議する地域ケア会議が重要な役割を果たします。

昨年度、本市においては、個別ケア会議を134回、地域ケア会議を147回開催しております

が、そこで見えてきた地域課題の把握や解決に必要な資源開発、地域づくりや介護保険事業計画への反映等、これまでの取り組みでどのような効果を得たのか、お示してください。

○議長（塩尻伸司） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（永田哲夫） 地域ケア個別会議におきましては、対応困難な個別の事例を検討する中で、例えば、希薄化した地域コミュニティにおいて孤立しがちな認知症高齢者、あるいは、単身高齢者、高齢者夫婦のみの世帯への支援などを課題として捉えまして、また、地域ケア推進会議におきましては、地域の住民とネットワークを構築し、地域の課題について検討を行う中で地域でのサロンの立ち上げ、見守り事業や行方不明の認知症高齢者等を探すなどの取り組みにつながっているところでございます。

地域ケア会議の役割といたしましては、地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、個別ケースの課題分析などを行うことによる地域課題の把握が挙げられますが、今後におきましては、困難事例だけでなく、成功例にも目を向けて共有し、要介護の原因となる閉じこもり高齢者の発掘と対処、要支援者の自立に向けた評価と解決策等を協議するとともに、リハビリテーション専門職や栄養士、歯科衛生士、民間企業、あるいは町内会長など、地域を支える各団体の方にも参加をいただきながらさらなる地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 札幌市では、地域ケア会議を効率よく効果的に行うための模擬での地域ケア会議を行い、会議の質向上を図っております。一定の効果を上げていることから、本市においても検討を進めていただきたいと思います。

そして、今後の取り組みについてであります、要介護状態になってからの支援は当然であり、要

介護にならないための取り組みこそ強化をしていかなければなりません。自分のやりたいことをみずから実行できることが介護予防の原点であり、高齢による機能低下や障害を抱えながらも、やりがい、生きがいを持って生活を維持することこそ、心身ともに充実した状態を保てると思います。

本市においては、医療・介護サービスの充実だけではなく、自立した生活を送れるような支援体制の整備強化が必要であると考えますが、見解を伺います。

○議長（塩尻伸司） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（永田哲夫） 第6期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画におきましては、「市民が共に支え合い、高齢者が生きがいと尊厳を持ち、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく生き活きと暮らすことができるまちづくりの実現」を基本理念として掲げておりまして、この理念の実現が地域包括ケアシステムを構築することになるものと考えております。計画には、高齢者が健康づくりと介護予防を通じて健やかに暮らせるまちづくりを基本目標の一つとして設定しておりまして、高齢者が要介護状態等にならないということが重要であると考えております。

現在、国におきましては、リハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取り組みを推進しておりまして、一般介護予防事業において地域リハビリテーション活動支援事業を追加し、要介護になっても生きがい、役割を持って生活できる地域の実現のために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場などへのリハビリ専門職の関与を推進しております。専門職などの活用を図りまして、介護予防を強化しながら市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 今、高齢化の進展により社会保障費の増大が問題視されておりますが、最も重

要なことは、いつまでも健康で自分らしい生活を維持できることであり、社会保障費の削減だけに目を向けるべきではありません。健康が維持できることで、結果として社会保障費が削減される、そうした社会を目指すべきであります。本市においては、日本を代表する健康長寿都市を目指し、市民の協力も得ながらしっかりと行政が取り組みを先導すべきであり、指摘したおくれなどについては迅速な対応を求めたいと思います。

次に、中学校における教科書採択についてであります。

文科省は、4月7日付の「教科書採択の改善について」において、初めて具体的に絞り込み禁止を明記した通知を行うとともに、みずから十分な審議や調査研究をしないで慣例のみによる決定することも禁止いたしました。

まず、本市の教科書採択では、体裁や見ばえの重視ではなく、教育基本法や学校教育法、学習指導要領で示す目標を踏まえているかなど、内容を十分考慮したものとなっているのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（塩尻伸司） 田澤学校教育部長。

○学校教育部長（田澤清一） 教科書の調査研究につきましては、旭川市教科書選定委員会を設置し、各選定委員が教科ごとの小委員会に所属し、教育委員会の諮問に応じ、見本として送付された全ての教科書について調査研究を行っております。調査研究に当たりましては、学習指導要領の総則及び各教科、各学年の目標、内容等について、その配列、構成、分量等について、教科書を使用する上での配慮等について、本市における気候、風土及び地理的環境を踏まえ、本教科書を使用し、教科指導を行う際に、特にすぐれている点や考慮すべき点などの指導上の配慮についてを観点としており、教育基本法や学校教育法、学習指導要領で示す目標を踏まえ、十分に内容を考慮した調査研究を行っているところでございます。

以上です。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 前回、平成23年度の採択時においては、教科書選定委員会の委員のほとんどが教員または関係者であり、保護者は75名中わずか6名、その割合が全体の8%であり、公正、公平を損なう構成ではないかと指摘をさせていただきました。

このたびの通知では、教科書採択にはより広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実が求められております。一般市民たる保護者の参加率向上は図れたのでしょうか。

また、採択においては、各選定委員が教科ごとの小委員会に所属し、調査研究を行います。保護者の入っていない教科はあるのでしょうか、あるのであれば、その理由についてもお示しください。

○議長（塩尻伸司） 学校教育部長。

○学校教育部長（田澤清一） 旭川市教科書選定委員会の委員構成は、旭川市教科書選定委員会条例第3条において選定委員定数が定められており、1号委員として校長及び教員から56名、2号委員として学識経験を有する者から14名、3号委員として委員会事務局職員から5名の計75名となっているところでございます。そのうち、学識経験を有する者としての区分の中で6人の保護者に参加をいただいております。これは、前回、平成23年度の採択時と同数となっております。

また、12ある教科ごとの小委員会のうち、特別支援教育を除く全ての小委員会に2号委員が所属しており、このうち保護者は、数学、理科、音楽一般及び器楽合奏、美術、保健体育、英語の6つの小委員会に所属しております。そのため、6名の保護者ということから、12ある教科ごとの小委員会全てには所属はいたしていません。選定委員会から調査研究結果の報告を受ける際には、こうした教員以外の立場の各委員の意見や少数意見等についての報告もなされてい

るところであります。

以上です。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 理由については述べられませんでしたけれども、通知では、一般市民の意見がよりよく反映されるよう工夫が求められる中、保護者の参加率向上は図られませんでした。教育行政のレイマンコントロール原則に基づき、専門家の判断のみによらない、広く市民の意向を反映した採択を実現するためにも、全ての小委員会に保護者を入れるべきと考えますが、いかがですか。

○議長（塩尻伸司） 学校教育部長。

○学校教育部長（田澤清一） 北海道教育委員会策定の採択基準にも示されているとおり、選定委員会は、教科用図書の専門的な調査研究を行わせ、その結果を報告させるとともに、意見を聞くために設置するものでございます。教科書の調査研究につきましては、それぞれの教科分野での専門性や見識、指導する側に立った教えやすさといった視点も必要になることから、今後も条例に定める教職員の定数は確保すべきものと考えており、そうした意味からも、保護者を含む現行の選定委員会の構成割合は適正な水準にあるものと認識しております。また、市民の方からの幅広い貴重な御意見を把握するためには、教科書展示会を開催して意見書を提出していただいているところでございまして、いただいた御意見は、その全てを要約することなく教育委員に提示し、採択に当たっての参考とさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 充実していると言われております教科書展示会においては、各学校を訪問して行う移動展示会や、図書館、公民館など市民が足を運びやすい場所での展示会が充実、拡充されるとともに、その開催時期や場所についても積極的な周知を図らなければなりません。一般市民の意

見等を把握するために教科書展示会の改善、充実を図られたのでしょうか、お示してください。

○議長（塩尻伸司） 学校教育部長。

○学校教育部長（田澤清一） 教科書展示会の改善、充実につきましては、その開催日時等を本市の公式ホームページに掲載するとともに、市民広報「あさひばし」への掲載、各小中学校への周知と報道機関への報道依頼により、積極的な周知を図ったところでございます。開催日数につきましては、前回の19日間に対し、今回は20日間ありますが、今年度は、展示会開催期間終了後も、7月末まで教科書の展示と教科書に関する御意見をいただくための意見箱の設置を継続しており、来場者の数は、前回の107人に対し、今回は235人、意見箱に提出された意見書は、前回の62件に対し、163件となっております。開催会場につきましては、前回、今回いずれも、中央図書館と神楽図書館の2カ所に変更はございません。

また、移動展示会の開催につきましては、文部科学省が定めるところにより、市町村へ送付される展示会用の教科書見本が2部と制約がある中、教員や保護者、市民にとってどのような形態の展示会のあり方がいいのか、今後の検討課題と考えております。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 教科書を採択する市教委は、住民に対して教育に関する責任を担っている以上、教科書展示会の充実並びに保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めるべきであります。指摘をしたいと思います。

そして、次に、前回、平成23年度の採択時に情報公開がおくれる本市に対して、採択にかかわる資料の公表を求めてまいりましたが、今回、教科書無償措置法改正により、改正法第15条において、教育委員会は、教科書を採択したときに採択利用を公表するよう法令上の努力目標が規定され、本市もようやく公表に踏み切りました。

対応のおくれを感じますが、公表した理由とそ



の範囲についてお示してください。

○議長（塩尻伸司） 学校教育部長。

○学校教育部長（田澤清一） 教科書採択に係る採択理由、資料の公表につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律が一部改正され、同法第15条において、教科書を採択したときは、遅滞なく、当該教科書の種類、当該教科書を採択した理由、その他文部科学省令で定める事項を公表するように努めることが規定され、平成26年4月16日から施行されたところでございます。

努力規定ではありますが、この法改正は教科書の採択に関する信頼を確保するためのものでありますことから、これまでの議会論議も踏まえ、本市においては、平成26年度の小学校用教科書採択時から、同法第15条に定める採択結果及び採択理由のほか、文部科学省令で定める教科書の研究のために作成した資料である旭川市教科書選定委員会からの答申書と教育委員会会議の議事録に加え、選定委員会の委員名簿、会議録、会議における配付資料、小委員会会議の会議録を公表しており、今年度の中学校用教科書採択につきましても同様の公表を行う予定でございます。

○議長（塩尻伸司） あなた議員。

○あなた貴洋議員 教科書検定の結果が4月6日に公表され、今回は社会科の全教科書が尖閣諸島と竹島を取り上げるなど、これまで不十分であった領土記述が大きく改善をされました。さらに、通説的見解がない事項の記述にその旨を明示することや政府見解を尊重することなどを求めた検定基準が新たに導入され、自虐史観の傾向がやや改善をされました。いずれも、安倍政権の進める教育改革の大きな成果と言えますが、その教育正常化の流れに逆行するかのよう教科書も一部存在します。

まずは、平成28年度から本市中学校で使用する社会科教科書の採択結果及び理由についてお示してください。

○議長（塩尻伸司） 学校教育部長。

○学校教育部長（田澤清一） 平成28年度から旭川市立中学校で使用する社会科教科書の採択の結果及び理由についてでございますが、地理的分野につきましては、地域の特色を理解することができる内容、地図やグラフ等の見方や略地図の描き方などの地理的技能を習得できる構成、さらには、アイヌの人々の文化に関する記述が充実していることなどから教育出版の教科書を採択いたしました。歴史的分野につきましては、1単位時間ごとや単元末に歴史的事象についての説明や話し合いなどの言語活動が位置づけられ、学習内容の理解を深められる構成、各章の導入に掲載されている年表により、生徒が歴史の大きな流れを捉えて学習を進めることができること、さらには、アイヌの人々の歴史等について各時代と関連させるなどの理解を深める工夫がなされていることから、東京書籍の教科書を採択いたしました。公民的分野につきましては、学習内容とつながりを持たせた連載コラムが設けられ、生徒が疑似体験を通じて主体的に学習に取り組みながら社会の制度や仕組みの意義等について実感を伴って理解することができる構成、アイヌの人々に対する差別解消に向けた取り組みや子どもの権利についての記述が充実しており、基本的人権の理解を深めることができるような工夫がなされていることから、帝国書院の教科書を採択いたしました。

以上でございます。

○議長（塩尻伸司） あなた議員。

○あなた貴洋議員 内容についても、1つだけ触れたいと思います。

本市が採択した歴史教科書の東京書籍においては、第6章2節の世界恐慌と日本の中国侵略と、節のタイトルに唯一侵略と表記をしております。朝鮮人徴用を強制連行のように描き、南京事件も、諸説あることから記述を避ける教科書会社もある中、南京大虐殺とも記しております。このほかにも、日本を加害側として殊さら強調しております。

こうした自虐史観は、子どもの人格形成の要素となる国家間や価値観に大きな影響を与え、結果として、日本人が受け継ぐべき文化、伝統を忘れさせ、民族の誇りを失わせるのではないのでしょうか、見解を伺います。

また、教育基本法などが示す目標を最も遵守した健全な教科書と言えるのでしょうか、お答えください。

○議長（塩尻伸司） 学校教育部長。

○学校教育部長（田澤清一） 本市が採択いたしました社会科歴史分野の教科書における歴史問題、南京事件等の扱われ方につきましては、第6章2節のタイトルに、世界恐慌と日本の中国侵略という言葉が記載されており、日中戦争と戦時体制という單元の中で、本文ではなく注釈で南京大虐殺の記述がございますが、被害者の数などさまざまな調査や研究が行われているが、いまだ確定していない旨の説明がされているところでございます。こうした内容につきましては、国民の中にも多様な意見や議論があることは承知しており、各教科書発行会社では表現やニュアンスの違いといったものはありますが、日本の文化や伝統などについてはどの教科書においても適切に記述されているものと考えております。教科書の採択に当たりましては、全体の構成やわかりやすさ、子どもたちがみずから興味を持ち、発展的学習が可能となる教材としての視点からも検討が必要であり、教育基本法や学校教育法、学習指導要領等で示す目標を踏まえた上で、総合的に勘案した中での採択結果であったと考えております。

以上です。

○議長（塩尻伸司） あなた議員。

○あなた貴洋議員 東京書籍においては、節の見出しで中国侵略と誇張し、文禄・慶長の役でも単元の見出しで秀吉の朝鮮侵略と位置づける一方、元の日本襲来、元寇でありますけれども、これは、元は日本への遠征を計画しましたと。フビライの2度にわたる日本征服の企てをイメージのよい遠

征や計画などと表現し、略奪と残忍な被害を受けた日本側の被害については一切触れておりません。中国、朝鮮が日本に進攻する場合は遠征、その逆だと侵略とする表記は、一体いかなる基準に基づいているのか。これは著しいダブルスタンダードであります。

そこで、こうした侵略の整合性について、採択の中で問われることはなかったのでしょうか。これを問題視しない、あるいは、見落としたとすれば、専門家たる教育者等が多くかかわる本市の採択が適切に機能しているとは言えません。教育長の見解を伺います。

また、教育長としても、史実に反する誤った記述のない、子どもたちが誇りを持てる最もバランスのよい教科書を採択できると言い切れるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（塩尻伸司） 小池教育長。

○教育長（小池語朗） 教科書の記述内容につきましては、教科書検定制度の目的、意義の上からも、検定を通った教科書は学習指導要領にのっとった記述がされているものと解釈をしております。侵略という文言については、教育委員会会議として協議した経過はございません。また、選定委員会の役割は、各教科書の記述内容や構成、分量、さらには指導上での利用のしやすさなど、それぞれの教科書の特色について調査し、その内容を答申することであり、教育委員会からの諮問に対しては適切に機能しているものと考えているところでございます。

教科書の採択は、各教育委員が、選定委員会からの答申と多くの市民の方からの御意見を十分にそしゃくし、旭川市の教育に対する理念と見識に基づき、教育委員会会議において審議を尽くし、決定したものでございまして、本市の子どもたちに最もふさわしい教科書を採択したものと考えているところでございます。

○議長（塩尻伸司） あなた議員。

○あなた貴洋議員 特に、こうした歴史認識の間

題は、国家の尊厳にもかかわり、また、国家が自立する基礎でもあります。他の妥協の許せる問題とは次元が違うことから、自虐史観に基づき、日本だけが断罪され続けるような不当な評価を許してはなりません。指摘をしたいと思います。

そこで、こうした弊害を防ぎ、選定委員会内部のなれ合いや、選定委員会と行政のなれ合い、癒着を防ぐため、委員の一部に公募制を導入するべきではないでしょうか、見解を伺います。

また、教科書採択に当たっては、全国的にも多くの教育委員会が投票で議決を行っており、開かれた採択を推進する観点からも、本市も多数決採決に改めるべきと考えますが、市教委として不都合があるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（塩尻伸司） 学校教育部長。

○学校教育部長（田澤清一） 教科書の採択に当たっては、選定委員会が各教科ごとの専門的な調査研究を行い、その結果の報告を受けているものであり、2号委員として参加いただいている保護者の方からも教員以外の視点からさまざまな御意見をいただいているところでありますが、一部、公募制の導入につきましては、募集人数や人選方法等、また、導入の是非も含め、検討すべき課題が多いと考えております。また、採択決定に係る結果につきましては、本市の教育の推進、充実を図る立場にある各教育委員みずからの調査研究並びに委員相互の真摯な議論を行い、教科ごとに公平、厳正な審議を尽くし、全会一致で決定したものでありますし、採択決定に至る詳細な経過につきましては、昨年度から教育委員会会議録として全てを公表しているところであり、今後も開かれた採択を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塩尻伸司） あなた議員。

○あなた貴洋議員 今や、国民の負託を受けた者が正當に多数決を行っても強行採決などと非難される時代にあつて、多数決なき決定は明らかに民

主主義に反する行政手続であります。多数決によらない議決は、なれ合いと職務怠慢の温床にもなり得ることから、教科書採択に当たりましては、議会と同様に多数決採択によるべきものであると指摘をしたいと思います。

また、賛成何票、反対何票と表決数を明確にし、これを市教委ホームページで公開し、市民にもわかりやすい開かれた採択を求めます。

次に、市役所敷地内で行われる労働組合等による集会・デモの開催と行政の中立性について伺ってまいります。

これまでも、市と特定団体との適切な関係、適切な庁舎管理を求めてまいりました。

まず、平成25年第4回定例会において、市及び市教委の後援名義の使用承認に当たって、政治的主張が強い事業、特に市民賛否が分かれるような事業については、市民から疑念や誤解を招くことがないように、内規のない部局もあったことから、全庁共通の要領策定を求めました。

その後、厳格化は図られたのでしょうか。

○議長（塩尻伸司） 総合政策部長。

○総合政策部長（赤岡昌弘） 市長部局におきましては、後援名義の使用承認の基準及び申請手続、取り消し基準等を定めた共通の取り扱い要領を制定し、平成26年4月から、この要領に基づき、事務を行っているところでございます。また、教育委員会におきましても、同様の取り扱い要領を定め、承認に係る手続を行っております。

○議長（塩尻伸司） あなた議員。

○あなた貴洋議員 後援名義の使用承認に当たっては、基準の明確化が図られ、政党やその他政治団体等が行う政治的活動には承認しない旨の規定が設けられ、市の方針、施策、その他これに類するものに反する行事も承認対象外となりました。

そこで、原発政策や安保政策など国の方針や施策などに反する行事はどうなんでしょうか、また、庁舎敷地内で行われるこうした集会、デモについてもこれらの基準が適用されるのか、お示しくだ

さい。

○議長（塩尻伸司） 総合政策部長。

○総合政策部長（赤岡昌弘） 後援名義の使用承認基準についてでございますが、承認に当たりましては、これまでと同様に、行政の中立性を保つことが必要であり、特に賛否が分かれるような問題については、市民の疑念や誤解を招くことのないよう慎重に判断する必要があると考えております。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 言うまでもなく、市庁舎などの公共施設は市民の税金により維持管理されておりますが、ことしに入り、労組や政党外郭団体等による、政治的主張が強い、市民賛否が分かれるような集会、デモが庁舎敷地内で行われております。市としての把握の状況についてお示ください。

○議長（塩尻伸司） 大家総務部長。

○総務部長（大家教正） 市役所前広場での集会やデモの使用に関する把握状況につきましては、今年度につきましては8月末までに合計5件の使用許可をしているところでございます。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 庁舎管理規則第14条の5において、庁舎内において宣伝、勧誘、集会及び演説等をする場合は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならないとあります。

これらの集会、デモは、市が許可したものなのでしょうか、また、不許可としたものはあるのか、許可なく開催されるものへの対応についてもお示ください。

○議長（塩尻伸司） 総務部長。

○総務部長（大家教正） 市役所前広場の5件の使用許可につきましては、いずれも集会やデモ行進の出発地点としての使用申請書が提出されまして、スピーカーなどで大きな音を出さない、通行人の妨げとならないなど、一定の条件をつけ、許可をしたものでございます。また、不許可とした

ものはなく、許可なく行われているものにつきましては、把握している限りではございません。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 このたび、日本を真の意味で戦争危機から遠ざける法的基盤、安保関連法が整いました。民主党においては、菅政権、野田政権のときには、武器輸出三原則を緩和し、動的防衛力として南西諸島の防衛に力点を移しており、岡田代表に至っては、鳩山内閣の外相だった平成22年3月17日、衆議院外務委員会での答弁で、国防に必要な生じれば非核三原則を一部撤回し、米軍が核兵器を日本に持ち込むことを認める可能性に言及しておりましたが、これが、野党に転じた途端、何でも反対となり、今回も、ここぞと戦争法案、徴兵制などと国民不安をあおり、的外れな主張とレッテル張りに終始し、国民理解の妨げの大きな要因をつくりました。

そこで、庁舎敷地内で行われるデモ、集会も、戦争が起きると市民不安をあおるものや反体制的な主張を繰り返すものなど、市庁舎という公共性を考えた場合、市が許可し、行うにはふさわしくないものもあると考えますが、見解を伺います。

○議長（塩尻伸司） 総務部長。

○総務部長（大家教正） 道路、公園、公共広場のようにこれまでも人々が自由に交流をしてきた場所におきましては、基本的人権として憲法が保障する表現、集会の自由の観点からも、表現活動の機会はできるだけ尊重されるべきと考えております。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員

○あなだ貴洋議員 基本的人権として憲法が保障する表現、集会の自由の観点から許可をしたということですが、憲法には、基本的人権を制約する契機も含まれております。公共の福祉であります。基本的人権に言及している第12条では、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければ

ならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」とあります。第13条も、同様に、公共の福祉により制約をしております。つまり、基本的人権は、絶対無制約ではなく、その性質上、当然に伴うべき内在的制約があるということでもあります。

そこで、これらに遭遇した市民からは、市の顔でもある市役所前広場や駅前での政治的主張の強いデモは、本市を訪れる観光客のイメージダウンにつながる、主張が偏っている、うるさい、市は対応に乗り出すべきなどの声も上がっております。

市においても、実際に、点字ブロックを塞がないでほしい、そういった苦情も入っていると聞いておりますが、市としての判断は正しかったのでしょうか、お答えください。

○議長（塩尻伸司） 総務部長。

○総務部長（大家教正） 集会、デモが庁舎敷地内で行われたことに関しまして、一部苦情が寄せられたというようなことは真摯に受けとめていただいております。市役所前広場の利用に当たりましては、通行スペースの確保やスピーカーの使用制限など、通行人や近隣住民の迷惑とならないよう周知徹底を十分に行い、理解を得られた上での利用が必要であるというふうに考えております。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 庁舎管理規則第17条では、「みだりに放歌高唱し、又はけんそうにわたる行為をすること」を禁止しております。先ほどもスピーカーの使用は禁止との答弁がありました。これまでもサウンドデモなるものが行われてきております。例えば、これらが平日に開催されると、市役所業務に影響が出ないとは言えません。権利ばかりを主張し、義務を果たさずとはなりません。一定の判断基準を設け、厳格化を図るべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（塩尻伸司） 総務部長。

○総務部長（大家教正） 庁舎敷地利用の許可基準につきましては、現在、特に定めておりませんが、これまで、許可に際しましては、庁舎管理規則に照らし合わせ、使用内容を十分に精査した上で許可をしてきております。許可に当たりましては、他の利用者や通行人、付近住民等の生命、身体、または財産が侵害されるという事態が明らかに予見される場合には不許可とする場合もあり得ると考えておりますが、今後も、使用に当たりましては、庁舎管理規則で定めたルールを守り、市民の誤解を招くことがないように、十分な説明と周知を徹底していかねばならないと認識をいただいております。

○議長（塩尻伸司） あなだ議員。

○あなだ貴洋議員 60年安保のときにも、こんな条約を結んで米国の属国となってよいのか、そうした感情が若者を駆り立てました。今、歴史を振り返ると、その後、半世紀にわたる日米安保体制が日本の安全と経済繁栄の基礎となり、今や、当時、反安保運動に加わっていた運動員も含め、国民の7割以上が日米安保に賛成をしております。内容を理解せず、反対を主張するだけの感情論は、後で振り返ると間違いだったということになります。

今回の全国的な反安保運動でも、そうした特徴に加え、そのしかるべき趣旨から逸脱し、不安をあおり、罵声を浴びせるだけのもの、現代の基本的な人権感覚では到底理解できない理性と節度なきものが散見されますことから、市には厳格化を求めて、質問を終わりたいと思います。

○議長（塩尻伸司） 以上で、あなだ議員の質問を終了いたします。